

出産に係る妊婦の経済的負担の軽減について

正常分娩の出産費用の状況（費目別）

正常分娩の各項目の平均額と経年での比較

	入院料	分娩料	新生児管理保育料	検査・薬剤料	処置・手当料	室料差額 (A)	産科医療補償 制度 (B)	その他 (C)	妊婦合計負担 額	出産費用 妊婦合計 負担額 (A)～(C) 控除後
①令和4年度 (令和4年4月～ 令和5年3月請求)	118,326円	282,424円	50,052円	14,739円	16,753円	17,441円	11,820円	34,242円	545,797円	482,294円
②令和5年度 (令和5年4月～ 令和6年3月請求)	122,898円	298,898円	51,572円	15,738円	17,433円	18,429円	11,767円	37,847円	574,583円	506,540円
③令和6年度上半期 (令和6年4月～ 令和6年9月請求) 半年分	125,671円	306,327円	51,887円	16,308円	17,759円	19,732円	11,753円	40,357円	589,794円	517,952円
②－①	+4,572円 (+4%)	+16,474円 (+6%)	+1,520円 (+3%)	+999円 (+7%)	+680円 (+4%)	+988円 (+6%)	-53円 (±0%)	+3,605円 (+11%)	+28,786円 (+5%)	+24,246円 (+5%)
③－①	+7,345円 (+6%)	+23,903円 (+8%)	+1,835円 (+4%)	+1,569円 (+11%)	+1,006円 (+6%)	+2,291円 (+13%)	-67円 (-1%)	+6,115円 (+18%)	+43,997円 (+8%)	+35,658円 (+7%)

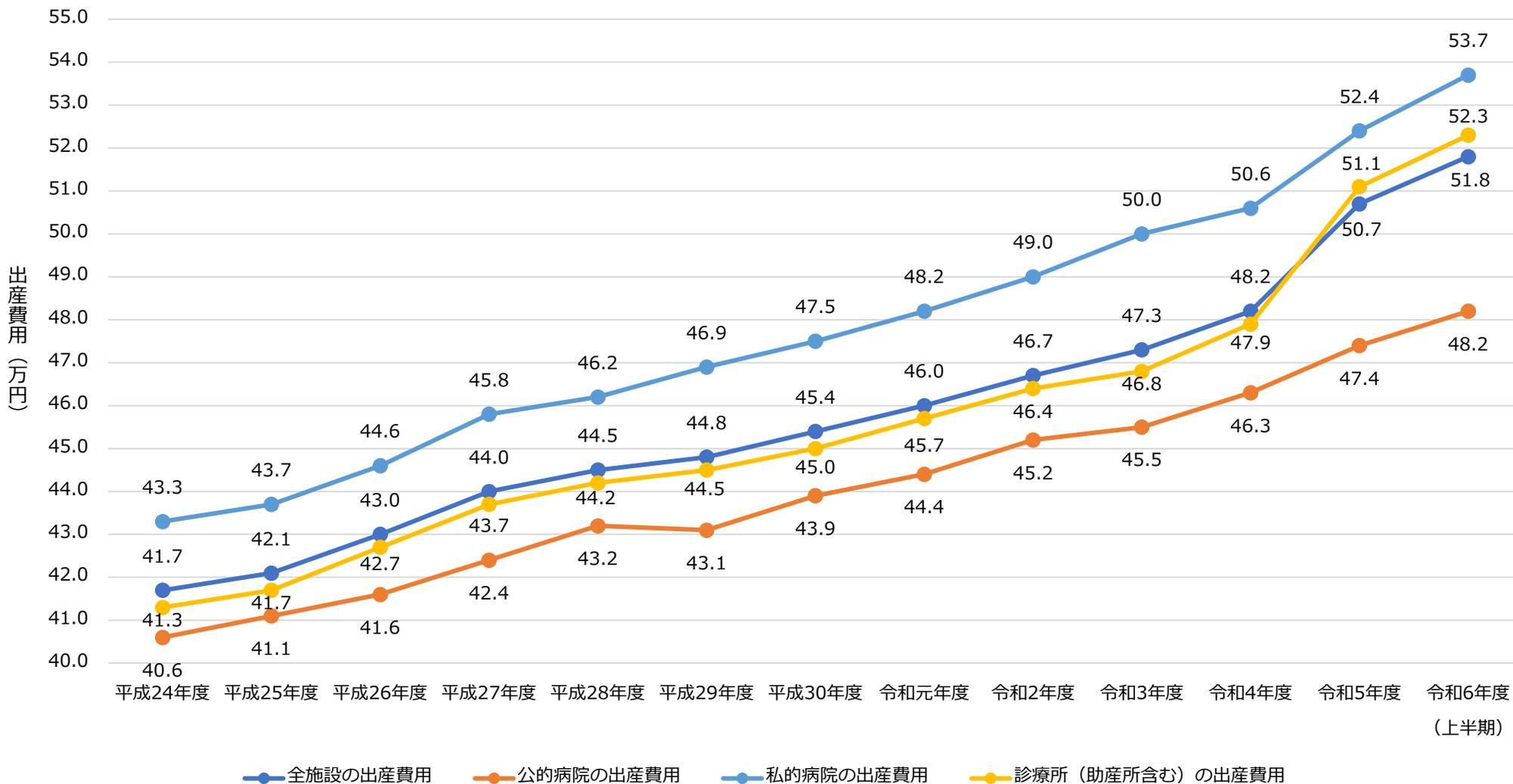
※本資料においては、出産育児一時金の直接支払制度実施要綱に基づき、分娩に係る異常に対し保険診療が行われた分娩として請求のあったものを異常分娩としている。

※出産育児一時金の直接支払制度の請求データより厚生労働省保険局において集計

各費目の詳細（直接支払制度の専用請求書記載項目）

- ・入院料...妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費はこれに含まれない。
- ・分娩料...正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならなかった場合）時の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料。
- ・新生児管理保育料...新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査・薬剤・処置・手当に要した相当費用を含める。新生児について療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ・検査・薬剤料...妊婦（産褥期も含む）に係る検査・薬剤料をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ・処置・手当料...妊婦（産褥期も含む）に係る医学的処置や乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ・室料差額...妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
- ・産科医療補償制度...産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- ・その他...文書料、材料費及び医療外費用（お祝い膳等）等、上記の7項目に含まれない費用をいう。
- ・妊婦合計負担額 ... 直接支払制度の利用の有無にかかわらず、実際に被保険者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をいう。上記項目の合計に一致する。

正常分娩の平均出産費用の年次推移



※本資料においては、出産育児一時金の直接支払制度実施要綱に基づき、分娩に係る異常に対し保険診療が行われた分娩として請求のあったものを異常分娩としている。

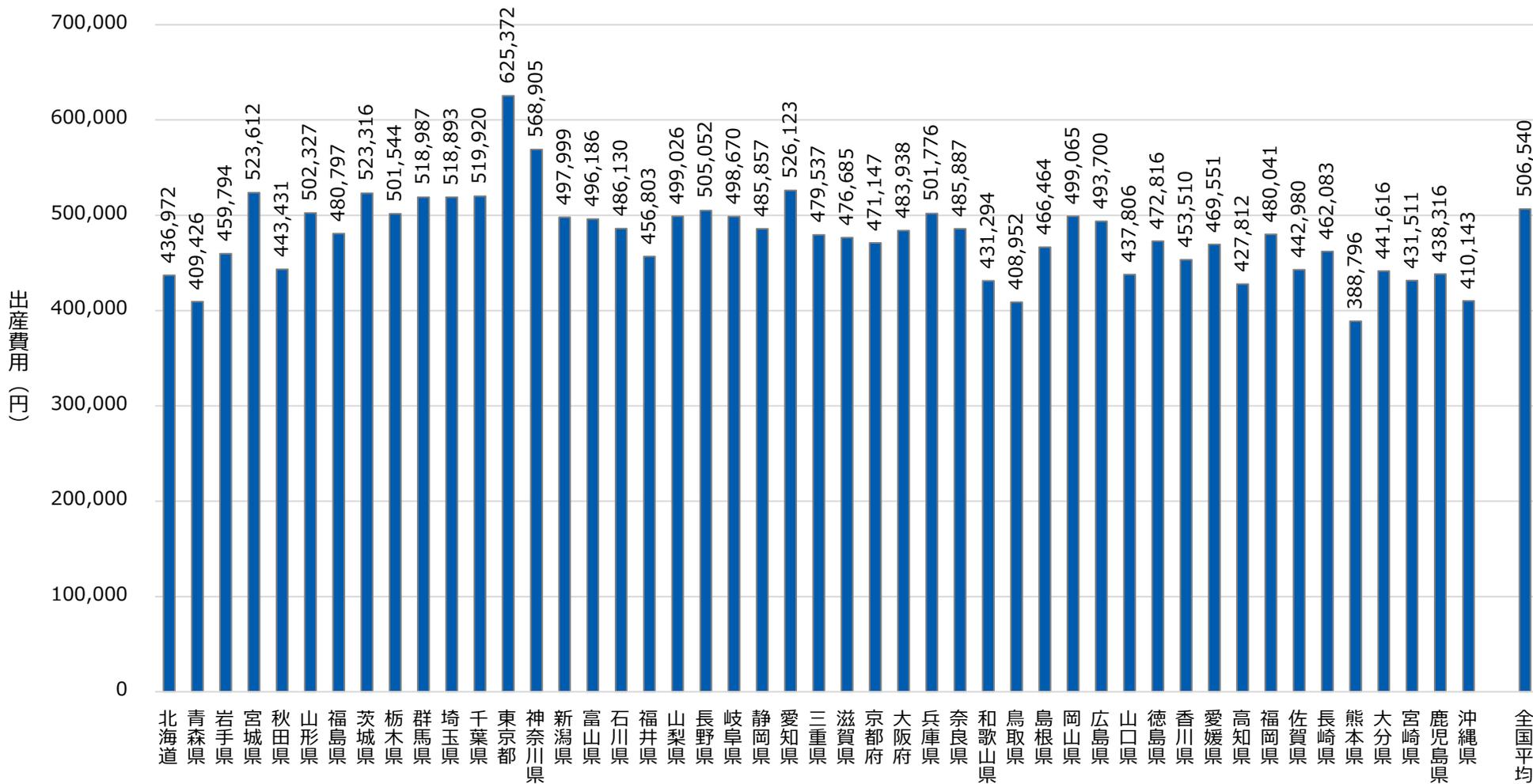
※出産費用は妊婦合計負担額から「室料差額」、「産科医療補償制度掛金」、「その他」の費目を除く費用の合計額を指す。

※出産育児一時金の直接支払制度の請求データより厚生労働省保険局にて算出

※令和6年度は令和6年4月から令和6年9月までの半年分の請求データ

正常分娩の都道府県別の平均出産費用（令和5年度）

- 最も平均出産費用が高いのは東京都で625,372円、最も低いのは熊本県で388,796円であった。



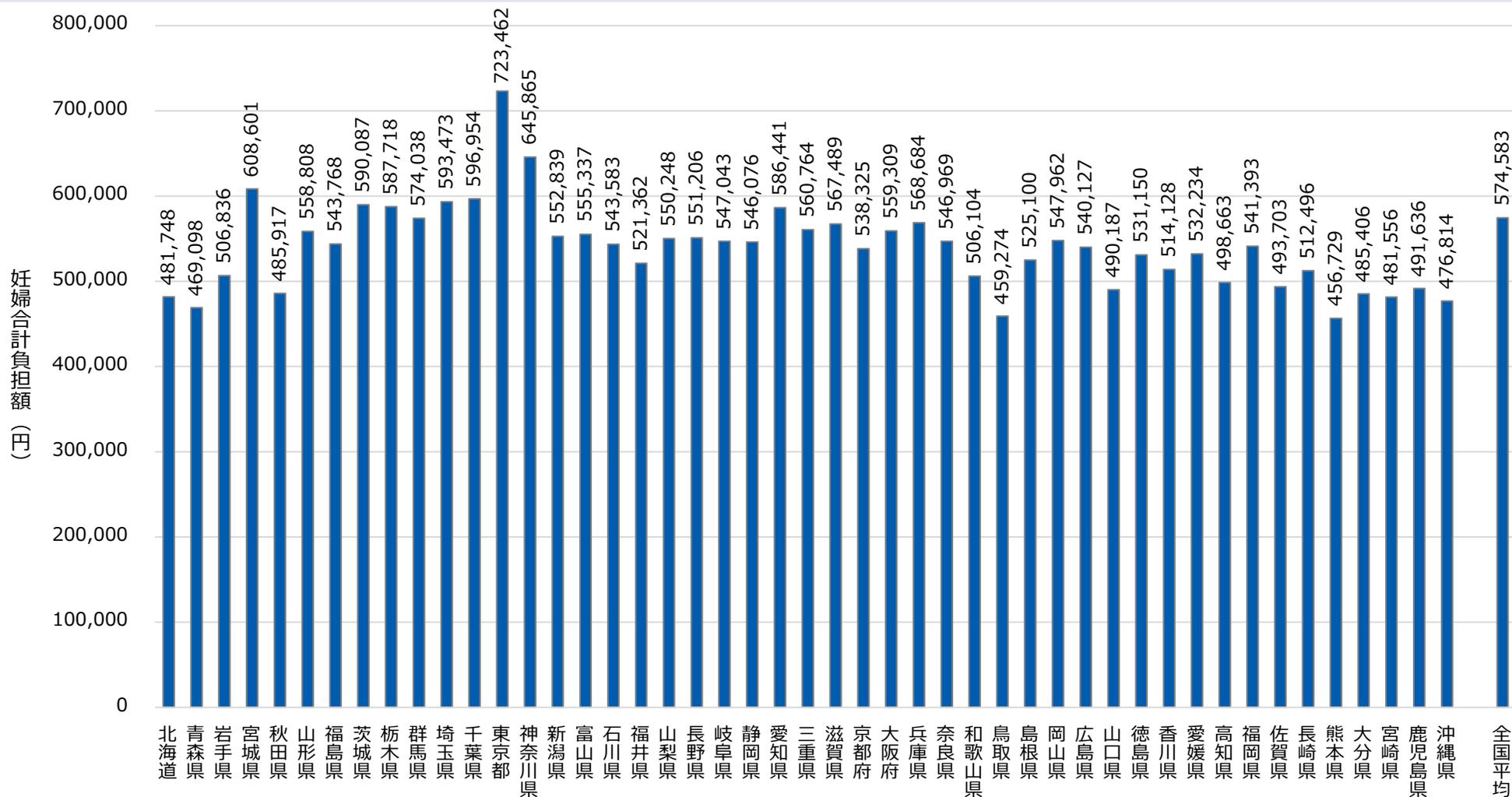
※本資料においては、出産育児一時金の直接支払制度実施要綱に基づき、分娩に係る異常に対し保険診療が行われた分娩として請求のあったものを異常分娩としている。

※出産費用は妊婦合計負担額から「室料差額」、「産科医療補償制度掛金」、「その他」の費目を除く費用の合計額を指す。

※出産育児一時金の直接支払制度の令和5年度請求データより厚生労働省保険局にて算出

正常分娩の都道府県別の平均妊婦合計負担額（令和5年度）

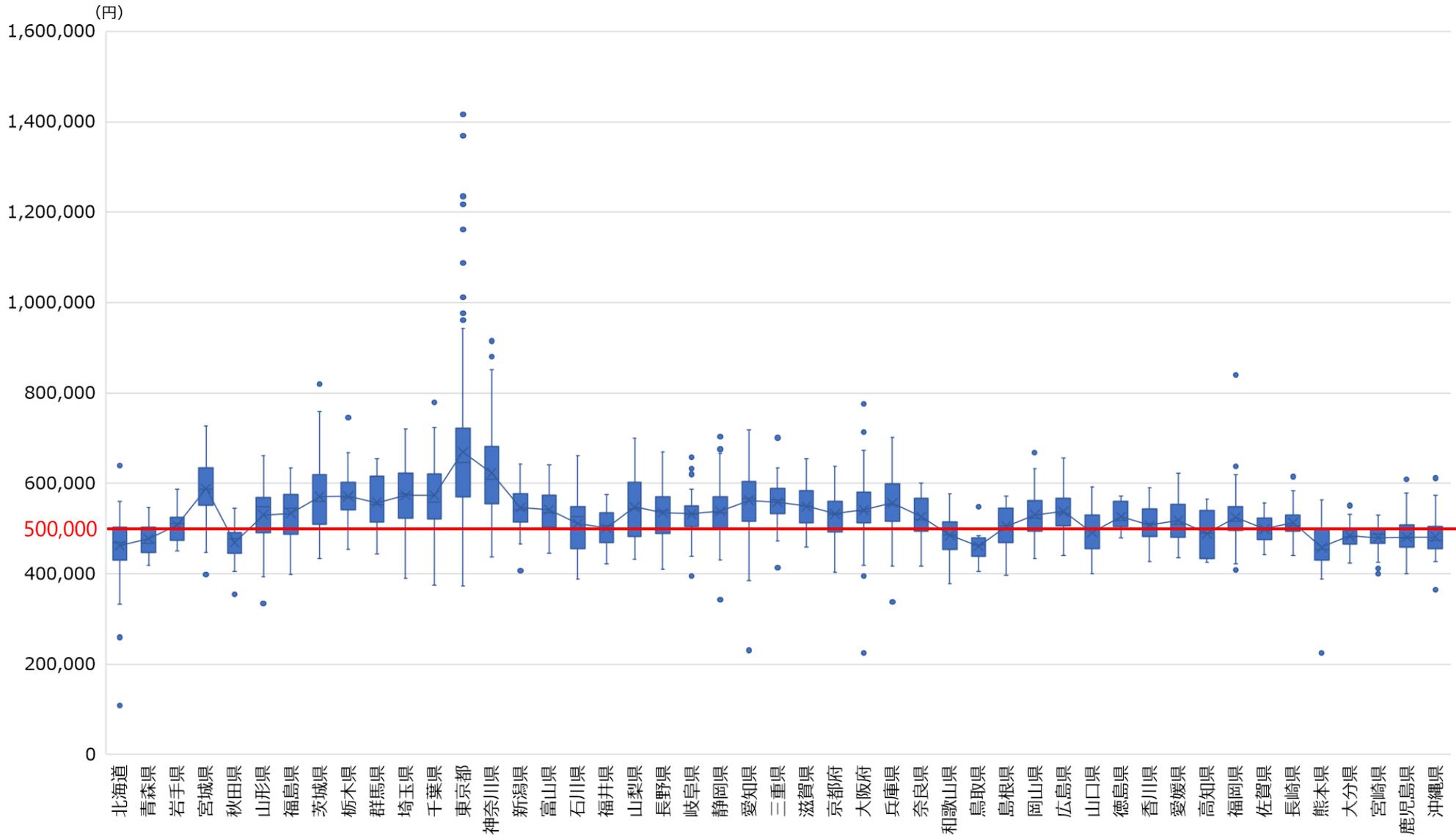
- 最も平均妊婦合計負担額が高いのは東京都で723,462円、最も低いのは熊本県で456,729円であった。



※本資料においては、出産育児一時金の直接支払制度実施要綱に基づき、分娩に係る異常に対し保険診療が行われた分娩として請求のあったものを異常分娩としている。

※出産育児一時金の直接支払制度の令和5年度請求データより厚生労働省保険局にて算出

正常分娩の施設別の平均妊婦合計負担額（令和5年度）



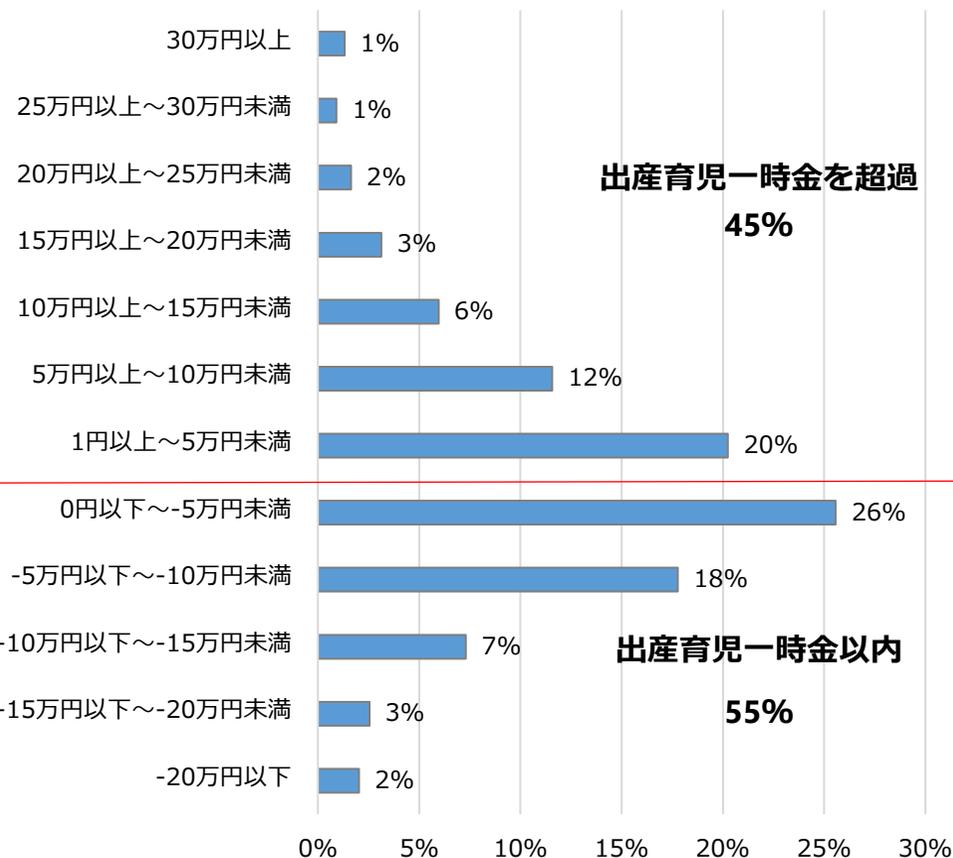
※ 令和5年4月～令和6年3月請求分の直接支払制度専用請求書（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会）を集計。正常分娩のみ。

令和5年5月請求分以降の妊産婦の経済的負担の状況（正常分娩）

出産育児一時金の支給額*と出産費用との差額

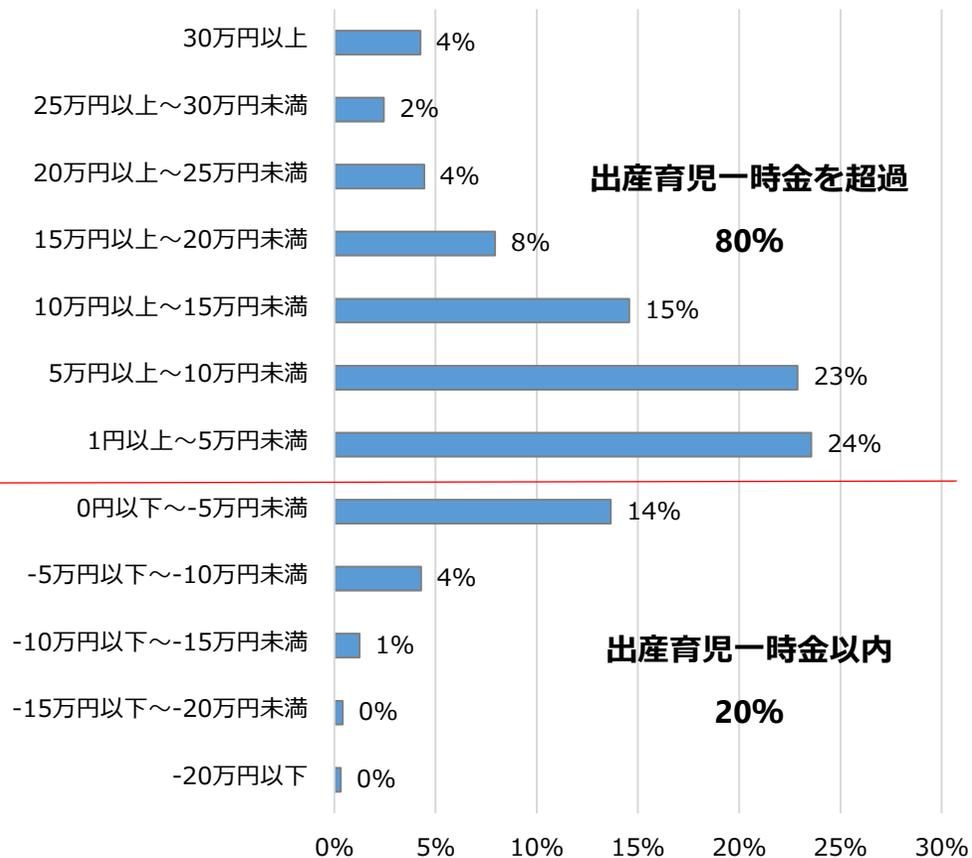
※産科医療補償制度掛金を除く

(差額)



出産育児一時金の支給額と妊婦合計負担額との差額

(差額)



※本資料においては、出産育児一時金の直接支払制度実施要綱に基づき、分娩に係る異常に対し保険診療が行われた分娩として請求のあったものを異常分娩としている。

※出産育児一時金の直接支払制度の令和5年5月～令和6年9月（18ヶ月）請求データより厚生労働省保険局にて算出

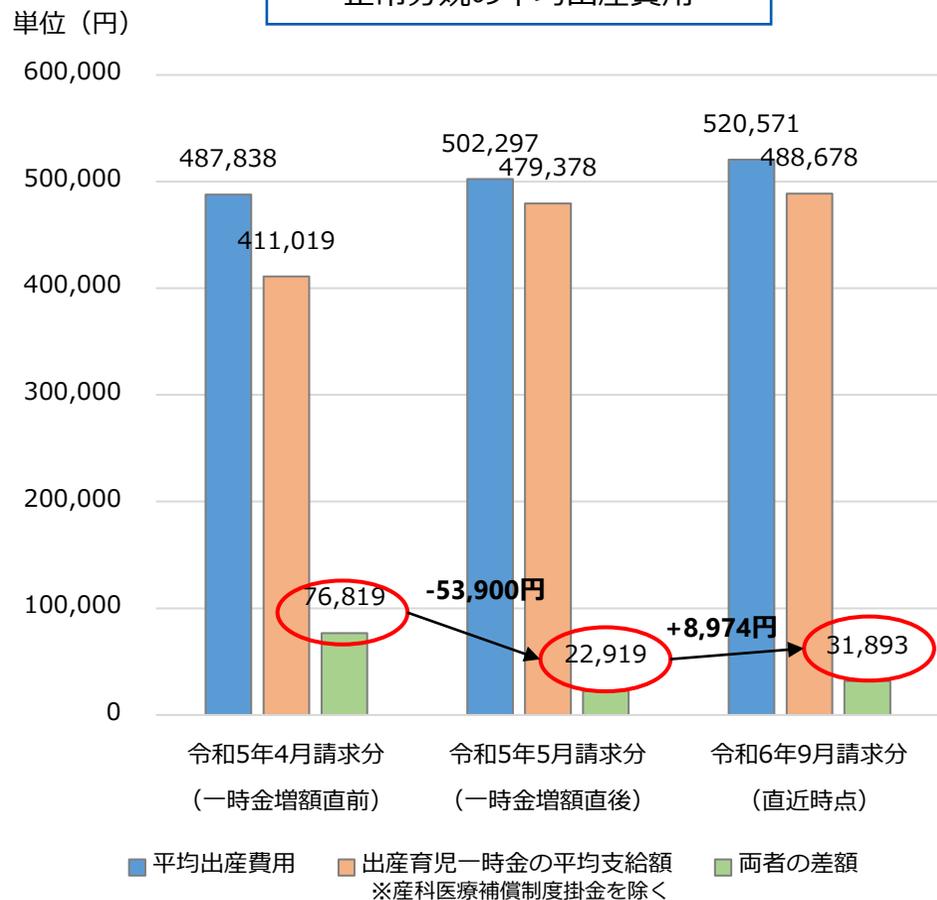
※出産育児一時金の支給額は令和5年3月31日以前の分娩については原則42万円、同年4月1日以降の分娩については原則50万円（出生数等により異なる場合がある）。うち産科医療補償制度掛金は原則1.2万円

※出産費用は妊婦合計負担額から「室料差額」、「産科医療補償制度掛金」、「その他」の費目を除いた費用

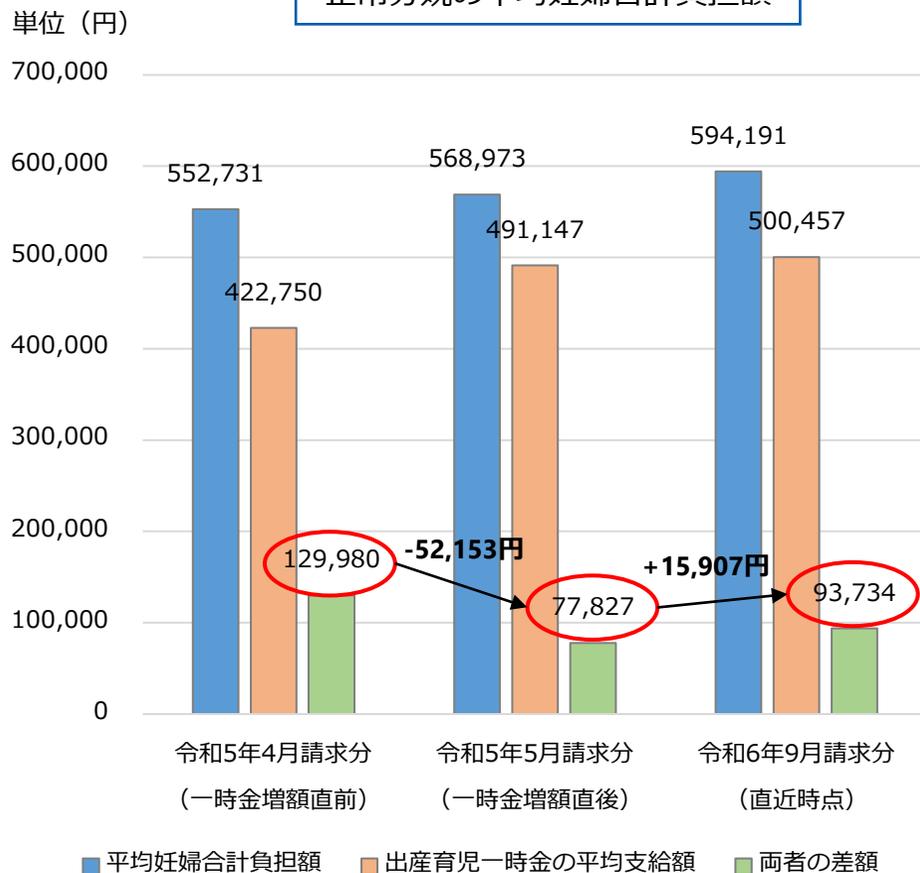
出産育児一時金の増額前後の妊産婦の経済的負担の変化

- ・ 出産育児一時金の増額前後を比較すると、妊産婦の経済的負担は一定程度軽減がみられた。
- ・ 一方、その後も平均費用は増加しており、それに伴い妊産婦の経済的負担は増加している。

正常分娩の平均出産費用



正常分娩の平均妊婦合計負担額



※本資料においては、出産育児一時金の直接支払制度実施要綱に基づき、分娩に係る異常に対し保険診療が行われた分娩として請求のあったものを異常分娩としている。

※出産育児一時金の直接支払制度の令和5年度請求データより厚生労働省保険局にて算出

※出産費用は妊婦合計負担額から「室料差額」、「産科医療補償制度掛金」、「その他」の費目を除いた費用

※出産育児一時金の支給額は令和5年3月31日以前の分娩については原則42万円、同年4月1日以降の分娩については原則50万円（出生数等により異なる場合がある）。うち産科医療補償制度掛金は原則1.2万円。令和5年4月請求分データには一部一時金増額後（同月）の分娩の請求が含まれ、また、令和5年5月請求分以降のデータには一時金増額前（同年3月31日以前）の分娩の請求が含まれ得る。

出産に関する支援等について

前回お示しした検討・対応の方向性（抜粋）

- 出産育児一時金の支給額の引き上げ後も、出産費用が年々上昇している現状を踏まえ、出産に係る平均的な標準費用を全て賄えるようにするとの基本的な考え方のもと、具体的な支援策の在り方を検討していく。
- 安全で質の高い周産期医療提供体制の確保を進める中、保険適用を含む負担軽減策が地域の周産期医療の確保に影響を与えないようにすることは、検討の前提となるものである。
- また、分娩に伴う診療・ケアやサービスには、妊婦の希望にかかわらず提供されるものと、妊婦が希望して選択するものがあると考えられ、それぞれに対する支援の在り方を検討する必要があるのではないかと。

御議論いただきたい点

- 分娩に伴う診療・ケアやサービスのうち、妊婦の希望にかかわらず提供されるものについて
 - 出産に係る平均的な標準費用を全て賄えるようにするとの基本的な考え方に照らし、出産費用に施設間格差が生じている現状をどう考えるか。
 - 出産育児一時金の支給額の引き上げ後も、出産費用が年々上昇している現状をどう考えるか。
 - 保険適用を含む負担軽減策が地域の周産期医療の確保に影響を与えないよう、どのような方策が考えられるか。
- 分娩に伴う診療・ケアやサービスのうち、妊婦が希望して選択するものについて
 - 妊婦が希望に応じた出産を行うための環境を整備する観点から、どのような支援の在り方が考えられるか。